

## 第5回 西脇市子ども・子育て会議 議事録

日時	平成26年8月6日（水） 13時30分～
場所	西脇市役所 特別会議室
参加者	<p>竹内会長 小崎委員 藤田委員 武部委員 小澤委員 杉本委員          伊達委員 神戸委員 森本委員 田畑委員 衣川委員 頃安委員          足立委員 富永委員 勝岡委員 丸山委員 安田委員</p> <p>事務局： 田中福祉生活部長、清水児童福祉課長          伊藤児童福祉課長補佐、鈴木児童福祉課長補佐          小西教育部長、東学校教育課長、松本教育研究室長          今村生涯学習課長、村上生涯学習課主査</p> <p>運営支援：ジャパン総研 菅原</p>
議 事	<p>(1) 子ども・子育て支援新制度施行に係る条例等の(案)について          (2) 西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針(案)について          (3) 西脇市子ども・子育て支援事業計画骨子案について          (4) その他</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span> 西脇市子ども・子育て会議基準等検討部会での協議について（報告）</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-1</span> 子ども・子育て支援新制度において西脇市が条例で定める各基準案について</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-2</span> 西脇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の制定について</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-3</span> 西脇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)の制定について</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-4</span> 西脇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の制定について</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-5</span> 西脇市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市が定める時間を定める規則(案)の制定について</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料1-A</span> 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料1-B</span> 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料1-C</span> 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料1-D</span> 子ども・子育て支援法施行規則</li> <li>・ 西脇市子ども・子育て会議「教育・保育部会」概要</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>資料2</b> 西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針(案)</li> <li>・ <b>資料3</b> 西脇市子ども・子育て支援事業計画骨子案</li> <li>・ <b>資料3-1</b> 西脇市子ども・子育て支援事業計画骨子案(教育保育の提供)</li> </ul>
傍聴人数	5人

## 1. 開会

## 2. 議事

(1) 資料について	
事務局	●それぞれの資料についての説明と所持確認と会議成立の報告
(2) 子ども・子育て支援新制度施行に係る条例等(案)について	
会長	子ども・子育て支援新制度施行に係る条例等(案)について基準等検討部会部会長から報告願いたい。
部会長	●資料1に基づき部会報告
事務局	<p>●資料1他に基づき条例規則案の内容について詳細を説明</p> <p>この会議で承認されれば、条例規則内容案を反映した法令の形式にして条例は9月議会に議案として上程し、規則は庁内手続きにより、告示する。</p>
会長	<p>質問等はないか確認。</p> <p>ここで承認してもらい、部内会議で原案を説明してその上で議会の承認を得るという手続きになっている。小崎委員、部会で議論されたことで何かないか。</p>
委員	みなさんにいろんな視点で活発な議論をしてもらった。例えば、資料1-4の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準なども平成27年4月1日から国の基準どおりにできればいいが、西脇市の独自基準の方が幅を持たせたと考えている。委員の方から子どもの負担にならないようにと付帯決議になっているような、子どもや保護者の視点を常に意識して、国基準であったり条例の趣旨に基づいたことになるようにと、細かい所まで見るのができたのではないかと思う。
会長	質問したい。暴力団追放の条例、これはまだ決定された訳じゃないんですね。

事務局	暴力団の排除の推進に関する条例は、西脇市ではすでに制定されている。このような認可基準条例では、標準的に条項が設けられている。
委員	資料1-2の(11)、家庭的保育事業等の設備及び運営とある中で、家庭的保育事業等というのは0歳から2歳児ですね。それで3人ということになっていますね。その中で「調理の方が調理師、栄養士の資格を持つもの」となっているが実際可能か。ちょっとかけ離れている感じがするが、どうか。
事務局	調理師資格か栄養士免許のどちらかの方を置いてもらう。家庭的保育事業は確かに規模が小さいが調理に関しては有資格者で管理ができる方を配置する方が子どもたちのために安全であるとする。部会においても、事業所側からすれば、厳しいのは確かであるがここはきっちりしておきたいと議論がなされた。
会長	国の基準では、「特に調理師の免許を持っていなくてもいい」ということで、「調理師の免許を有するものでなければならないこととします」となっているから、それは可能なのかという質問なのですね。
事務局	いいえ。調理師の免許を持っている方でなければならない。
委員	3人の子どもを預る保育所に1人の栄養士または調理師を配置することは可能か。
委員	家庭的保育事業などの保育事業についても、基本的には、保育所で行う保育と同じであり、保育するスペースや配置する職員の基準が必要である。 当然、保育事業であるから、設備や運営の最低基準がある。 家庭的保育事業のような小規模な保育事業でも、それに応じた設備や運営が必要なので、それができるだけ補助金ができる制度だと理解している。
委員	この部分は、市独自基準ということでないか？
事務局	確かに、11番を西脇市の独自基準として盛り込んだ。これまで、家庭的保育事業に関して公費は出てなかった。新制度では、給付という形で公費を入れる中できちんと運営をしてもらい、配置の義務付けをして安全を確保して、事業者のほうも、そこは努力をしていただきたい。
委員	多分、国基準でも、今は調理員を置くということになっているので、基本的には国基準に準じている。5ページ、調理員は、給

	食の全委託の場合は不要、ということなので、自園調理にかかる場合、子どもの口に入れるものを調理するには最低限の資格は必要であるという考え方に基づいていると思う。
委員	11番は西脇市の独自基準だと思うが、国基準では保育所の場合は、調理員となっており、調理師、栄養士や栄養管理を置くことを最低基準では求めている。兵庫県の条例では、保育所は、有資格者を配置しなければならないとして、上乘せの独自基準としてある。西脇市でも兵庫県の条例に準じて、調理師もしくは栄養士などの免許を有するものを置かなければならないこととしたと理解している。
会長	国と県が違うということだが、国基準でやっていけばいいのではないかと思うが、みなさん、どうか。
委員	現場の話として、今、アトピーとかアレルギーのお子さんがとても多くて、除去食などの対応が必要となっている。また、アレルギーに過剰反応するアナフィラキシーショックが現実的には、起こっている。 少なくとも栄養士など有資格者を配置し、適切なアレルギー対策を講じる必要がある。この上乘せ基準は、現場としてはとても大切で必要な措置であると、私は理解し賛成している。
委員	先ほど、委員さんが尋ねられたのは、1歳、2歳の子ども3人について調理師または栄養士を配置しなければいけないということをお聞きされる。子どもが6人とか9人いたら調理師や栄養士が3人必要になってくる、ということをお聞きされるのではないか。(そうではないと委員)
会長	一応意見が出尽くしたかと。 この条例内容案について、一括して市の条例規則案にすることに賛成の方は挙手をお願いしたい。 挙手多数と認める。 挙手多数ということで、次に移る。
<b>(3) 西脇市就学前教育保育の推進に関する基本方針(案)について</b>	
部会長	●資料2に基づいて部会報告
事務局	●資料2に基づいて詳細を説明
会長	質問はあるか。
委員	預かり保育のことで、以前は来年度から打ち切られると聞いていたので、2年間は延びるということでホッとしている。29年

	<p>度から一園統合ということだが、どの辺りということは既にお考えか。預かり保育がなくなってもまだ幼稚園に入れたかったという方もおられる。行けないので、幼稚園は無理という方もおられる。この方たちは選択肢がない。教育を受けさせたいというのであれば、子ども園のみになるが、その時も子ども園は軌道に乗って親が安心して預けられるような状態になっているとお考えでの計画なのか。</p>
事務局	<p>預かり保育については新制度では原則的には、できないことになっている。認定子ども園化が進んでいない状況でいきなり預かり保育を中止にすると、保護者の方に混乱を与えることになる。それで、準備期間を置く必要がある。一園統合化については、幼稚園は基本的には1号認定の方が利用される。統合化されたら市内での通園バスの運行を考えている。具体的な場所はこれから検討していく必要がある。</p>
委員	<p>現在0歳から5歳まで、5歳児の22%を超える人が保育所、74%が幼稚園、残りの3～4%ほどは認可外保育園に通っているということでもいいのか。ということになれば、現在保育所と言っているのは認可保育園の話で、認可外保育園はこの際「置いてけぼり」というか、一切補助も出ない状態で終わってしまう、この辺はどうなのか。</p>
事務局	<p>新制度の上では、市としては認定子ども園化に向けた制度を実施したいと考えている。現在、NPO法人で運営されている認可外保育所について、市から一定の補助はしている。計画の中で認可外保育園がどの程度必要なのかという判断や、新制度では、NPO法人でも実施できる認定子ども園もあるので、総合的な判断が必要になってくる。決して無認可の保育所は新制度に乗ってこられないという認識ではない。</p>
委員	<p>資料2の1ページ、上から大きな2番、「現状と課題」で、保育所その2行目に「0歳から5歳児までの936名」とありますが、これは認可園のみの子どもの数なのか無認可園を含めた数なのか。</p> <p>もう一つ、認定こども園の認定基準が決まっていれば教えてほしい。</p>
事務局	<p>一点目の936人は、市内の認可保育所8施設の児童数。無認可保育園は入っていない。「認定」の基準は、県基準であり手元にないので分からない。</p>

委員	新制度の認可基準は、県の9月議会を通過してからになる。
委員	認定基準については分かった。936名から、他の無認可保育園もいくつかある。そんなところの子ども数を足していくと、もう少し大きな数になるのではないか。
事務局	実際に市内には無認可保育園や事業所内保育所もあり、それを足せばもう少し上乗せになる。
委員	なぜ最初から、無認可の子どもたちを数として含めて考えなかったのかなと思った。
会長	無認可の子どもたちの数を把握していないということなのか。後ほど、返答してもらおう。
委員	平成29年に幼稚園が一園統合化されると書かれているが、8園ある職員の処遇はどうなるのか教えて欲しい。
事務局	一園統合化で現状職員の年齢構成等も考えていて、段階を踏んで、職員の身分保障を図りながら進めていきたいと考えている。一園統合化になった場合、例えば市の行政職でいかれる方、教育職でいかれる方等さまざまな個人の希望や能力等、それに応じた選択が考えられると思われる。
委員	今の職員はみんなが今の教育に携わるポジションではない職場に行かざるを得ないということか。
事務局	とりわけ、認定こども園化を図っていく時に研修を進めていくということが大切で、豊かな経験を持たれた方々をそういうところに行かせていただく、例えば資料にあるような指導主事というような形で地域子育て支援を担当してもらったり、認定こども園のコーディネーターをしていただいたりという形で、今までの教育経験を十分役立てていただけるようなポジションがあるかと考えている。
委員	是非ともお願いしたい。幼稚園のニーズは高いと思う。ベテランの先生方が力を発揮してもらえるように。
事務局	先ほどの0歳から5歳児の保育所の入所児童数は、実際公式的に把握しているのは認可保育所の936人ですが、①ひよこ保育園(NPO法人の認可外保育施設)、6月の時点で市内の入所人数は47名、②大山病院の院内保育(病院の事業所保育施設)に入所されている方が18名、ということまで把握している。しかしなが

	ら、附属幼稚園やその他の施設については現在把握していない。
委員	この子たちも含めて考えていただきたい。
委員	<p>5ページからの就学前教育保育に関する基本方針案の中で、7ページが一番上の(3)の「就学前教育・保育の方向性」ということで、29年に一園統合化をして35年には閉園と書かれている。分からないことがある。今8園の幼稚園を29年度に一園にして、幼稚園そのものを廃止していくという意味は分かる。その際に1年間程度、5ページの(2)の規模で、地域の実態を考慮して100人から200人規模の認定こども園実施に集約、この辺の整合性が理解できない。私なりに、一園統合化をして認定こども園をする、その際に他の現行保育園との関係はどうなるのか見えない。図式では7ページが一番上の図式には幼稚園の方向性だけは書いてあるが、保育所のことは全然書いてない。全然見えない。この辺のことをもう少し詳しく具体の流れ、方向性、将来的な展望など詳しく説明してほしい。</p> <p>この案を承認する際に、もっと方向性・具体提示をしてもらわないと、私自身が判断できかねる。</p>
事務局	<p>認定こども園化に関して、市には補助金制度の創設などの課題があり、その絡みがあってここでは十分述べていない面があるのは確か。地域の実態に応じてということですが、平成29年一園統合化ということで述べさせてもらっているが、地域の実態によって認定こども園化が進まない状況が出てきた場合にはいくつかの遅れも生じる地域があるのではないかと考えている。しかし、基本方針の方向性としてこういう方向でいきたいと、討議がなされたと思う。</p>
事務局	<p>認定こども園化に向けた流れの質問ですが、市としても現在、保育園の認定こども園化に向けての支援などは、就学前の教育・保育の方向が確定したら行おうと考えている。その際、どの保育園も、老朽化の問題もあり、受け入れ態勢もあり、そういったところを慎重に判断して補助金の創設等を現在検討しているところである。認定こども園化に向けて、市としてできるだけ支援はしていこうと考えている。</p> <p>どこから認定こども園化していくかということは園の方もいろいろ都合もあり、ここでは差し控えたいが、それに向け動いていただけたらと思っている。</p>

委員	7ページ以降は、不要ではないかと考えるが。
事務局	7ページの図式で示している所を、今の方針として討議がなされたと思う。幼稚園閉園までの具体的な方向については、あくまでも現段階ではイメージのところがあり、若干状況によって人数が変わってくる可能性はあるので、図式の所は残してもらえるとありがたい。
会長	これはあくまで方向性を示しているもので、将来変更は当然あるだろう。
委員	図式のところで、一園統合になるのはいいが、クラスの数から言うと、今ある幼稚園で一園統合は無理のような気がする。もしそうなると、新たに施設を作ると閉園した時にその建物はどうなるのか、こども園ももちろん施設増設していかないと対応できないと思われる、その辺はどうお考えか。
事務局	29年度に、幼稚園の一園統合化が確定したら、保育所では、認定こども園化に向けた整備を進めていただくことになる。2～3年後に、市内である程度の認定こども園が整備できれば、3歳から5歳の1号認定の子どもの一定人数は確保できるのではないかと思います。
委員	今の説明でやっと理解できた。保育所のことは書いてほしかったが、事務局の説明でよく分かった。
事務局	その点、申し訳なかったが、保育所は民間なので、市として併記するのは差し控えなければならなかった。市としての方向性だけ今回示させてもらった。
委員	質問の答えがよく分からない。一園統合化は今ある施設でされるのか、今ある幼稚園でされるのか。
事務局	一園統合化はあくまでも基本的な方針で、子どもたちがどれくらい入ってくるのか、1号認定のお子さんがどのくらいいるのか、そして3歳、4歳、5歳の子どもに対応していった時、どのくらい部屋が必要なのか、どんな施設が望ましいのか、そして西脇市の今後の就学前教育のモデルになるようなものを作っていくにはどうしたらいいか、など検討していかなければならない。その点、貴重なご意見として伺っておき、今後具体的に実施していく中で検討していかなければならないことだと考えている。
委員	決まってないということか。



事務局	今後検討していく課題である。
委員	<p>仮に、1園を作ってすぐに閉園するのであれば、もったいないと思うだけ。それを新しいこども園として使うとか、そういう具体的な策があるのかなと。</p> <p>こども園の教育の部分を強化していくために統合を図ると聞いたが、統合化までにこども園の準備を進める、と今の話で伺ったが、何か噛み合わない気がする。</p>
事務局	<p>まずは施設整備のことが挙がってくる。施設整備については短期間ではできないので、何年かのスパンで計画をしていかなければならない。この方向が出たら、早速今年度から、計画を立てていかれると考えられるので、2～3年のスパンで準備をしていただくようお願いをすることになる。</p>
委員	<p>ということは、教育も充実していくところがこども園なのに、こども園を開設して準備をしていくというと、何かまた保護者としては不安、それだったら現行のまましばらく幼稚園とこども園に向けて準備を続行していく方がいいのではないかと、計画段階において思った。</p>
委員	<p>基本的なことを聞くが、公立の幼稚園が認定こども園に「認定」されるということはないのか。</p>
事務局	<p>一園統合化していく幼稚園は、幼稚園機能のみと考えている。</p>
委員	<p>個人的には、公立の認定こども園を要望している。</p> <p>幼稚園の教育は学校教育法上の教育で、幼稚園教育要領があり、保育所には保育指針がある。領域や中身は同じだが、保育所の場合は学校教育法上の教育ではない、でも、やっていることも、目指しているものも、同じはずなのだが、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領ができて、それはまた違う。認定こども園の保育要領は微妙に保育園保育指針と幼稚園教育要領と足して2で割ったようなものになっているので、それをばらばらに幼稚園、保育所と幼保連携型認定こども園と三者の違うカリキュラムを一つにするのは難しいので、できれば幼保連携型認定こども園で統一してほしいと、勉強してほしいと要望はしている。</p> <p>教育だけでいうと、学校教育は3歳、4歳、5歳と言っているが、保育園は、0歳から始まっていると言っている。国が認めてくれない。でも、教育は0歳から始まる。そこから人間としての在り方、接し方、社会性を身につけていく。「教育」という言葉</p>

	<p>の使い方で若干誤解があるが、とりあえず、幼稚園なり保育園なり同じ方向を向いて西脇市のカリキュラムを作っていたきたいと要望しているし、その方向になることを願っている。</p>
委員	<p>さきほどの話で知ったが、西脇保育所は認定こども園に認定されたのですか。認定保育園の認定基準が9月に決まると聞いたので、びっくりした。もし、西脇保育所以外でも、認定こども園に認定されている所があったら教えてほしい。</p>
委員	<p>認定こども園は平成27年3月31日までの法律上の認定こども園。今年の4月に認定されたがそれは5年間の猶予というか期間認定で、今ここで言っている認定こども園というのは27年4月1日以降の新しい制度における認定こども園、新しい法律による認定こども園。名前が同じなので、誤解されやすいが、それは全く別の制度、同じ認定こども園という呼び方ではあるが、平成27年4月1日以降に西脇保育所は今から9月以降に何か要項が決まって手を挙げさせていただいて認定されると新しい施設の幼保連携型認定こども園というのは、児童福祉施設であり学校であるという認可を受けるので、教育委員会なり児童福祉課から指導があるということだ。教育に関して指導をしなければいけない。市の教育委員会の管轄に入るという意味での、ここに書かれている認定こども園は27年4月1日以降の新たな認定こども園と理解してほしい。市内では、他に認定こども園はない。</p>
委員	<p>確認だが、29年から一園統合化してから3歳、4歳児を就学前教育するというが、27年で5歳児の教育しかしていないので、27年、28年度で3歳児・4歳児の教育のカリキュラムを勉強・研修していくということか。</p>
事務局	<p>就学前教育というのは人間の基盤作りで最も大切な部分であるので、3歳・4歳はもちろんのこと、保育所でいわれる養護の考え方もカリキュラムに入れてもらい、3歳4歳の教育も近隣では行われているので、そこへも行ってもらい研修してもらいたいと考えている。</p>
委員	<p>その研修に行っている間の保育や教育に差し障りのない時間帯に研修される予定か。</p>

事務局	<p>保育している時間には相手方も保育されている場合もあるので、そういった場を見ないと研修にならない。そんな現場を研修してもらえような形で現場に即した研修を考えたい。そのため、人の補充などで対応したいと考えている。</p>
委員	<p>よろしくお願ひしたい。もう一点、認定こども園になって、教育委員会の管轄になるというが、今までは、保育園は、幼・小・中という縦の連携ということからはかかわりがなかったようだが、認定こども園になってからは、認定こども園と小・中の縦の関係の中でかかわれるようにと考えているのか。</p>
事務局	<p>西脇市では中学校区連携教育協議会があり、保・幼・小・中の連携の中で各中学校区で研修をしたり、行事の交流をしたり先生方の交流をしている。この方向性を認定こども園になっても保って参りたい。</p>
委員	<p>3ページが一番下の方に、「質の高い就学前教育・保育」とあるが、実際に質の高い就学前教育というのは、どのようなものをイメージされているのかというのが一つ。</p> <p>二点目。保育所が認定こども園になろうとすれば、人的物的にプラスアルファとして何らかの条件を備えないといけないと思うが、どのような条件整備が必要なのか教えてほしい。</p>
事務局	<p>質の高い就学前教育については、西脇市の流れとして学力向上方策がある。学力向上は、知・徳・体のバランスが必要。このことを保護者、地域の方、そして子どもたちに発信し、伝え、幼稚園と保育所のお互いの文化の違いを埋めて新たな教育を創っていく志を持っている。</p>
事務局	<p>新たな認定こども園の基準、県の認可基準がある。今分かっていることは学級編制をするということ。保育・教育どちらにも対応できる。「保育教諭」の資格を持っておられる方を配置するという指針が出ている。</p> <p>施設面では、2歳まではほふく室や保育室を備えなければいけないとか、一人当たり何㎡であるとか、細かな施設の基準がある。また、幼稚園の3歳から5歳の部分については幼稚園の基準で学級数×何㎡とか県の条例で基準が定められる。今から認定こども園になっていく所はそれを満たす形となる。</p>
会長	<p>先ほどの、7ページ以降の図式についてはどのようにしたらいいか。</p>

委員	理解できたのでそのままがいい。
委員	<p>今、幼稚園の老朽化を改修していく時に、多大の費用がかかる。西脇市はお金がないので、こども園になっていくに当たって幼稚園が1つ残るということで、子どものためにはお金を惜しまないで整備をしていただきたいと思う。7ページに関して、一番下の方の④で、預かり保育のない幼稚園の機能ということで、共働きの家庭が多いので、預かり保育がなかったらとても困ると思うが、幼稚園の機能、幼稚園教育を願っている保護者に対しては、どうしても幼稚園教育が受けたくて預かり保育がしたかったら、こども園にどうぞというふうに説明する、その中でもやはり預かり保育をしてほしいという要望があれば、それはどのようにされるのか。しないと答えるのか。</p>
事務局	<p>方向性としては、新制度においては基本的には預かり保育ができないことになっていて、預かり保育については廃止するという考えで臨みたい。保護者の要望はあるが、幼稚園については一号認定のお子さんが通う施設であることを理解していただきたい。</p>
委員	<p>幼稚園の現場にいる者から。国の動向からこのような市のモデルが示された。現場にいる我々は今何ができるか、幼稚園教育、3歳から5歳、多岐にわたる教育と謳っているが、我々はますます研修を積んで3年の幼稚園教育を確立できるように努力していく。本市は100年近い幼稚園の歴史の教育、先人から受け継いできた伝統ある教育、それを閉園後も引き続き責任をもって保障し、教育委員会にサポートをお願いしたい。先ほど他の委員の方から今後の認定こども園のカリキュラムは既にできているという話もあったが、保育園の教育は、学校教育ではない養護の上に成り立つ教育であり、幼稚園の教育は学校教育、国公立幼稚園が140年かけて培ってきた教育である。西脇市もその教育に則り、先人の方々から受け継いでいる教育、そこに身を置く者、教師、保育士、そこにいる人的な環境、子どもたちに与える影響、人的な環境のひとりひとりの資質向上が質の高い教育につながると思う。市の方針が示された中で精一杯できることを、現場の者が頑張っていく所存だが、他市に優る保育教育を9年間示されているが、3～5才の3年の教育をその年数で出来ていくのかという懸念はある。</p> <p>お願いとして、0歳から5歳、これから子どもを持とうとされ</p>

	<p>る、保護者になられる方が十分に納得される説明をしてほしい。就労されているお母さんたちはなかなか説明会には行くことはできない。保護者や保護者になられる方への説明責任をお願いしたい。民営化、認定こども園化ということだが、教育がサービスにならないようにということと共に本当にこの施策が子育てと親育ちが十分できていくのか、というところも一緒に合わせてできるようなことを今後考えていただきたいと思う。</p>
会長	<p>いろいろ議論してきたが、西脇市として、就学前教育・保育の推進に関する基本方針案として了承してもらえ方、挙手をお願いしたい。挙手多数と認める。本会として、本案を了承することとする。</p>
<p><b>(4) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について</b></p>	
事務局	<p>●ア「量の見込み」と「確保の方策」について資料3に基づき説明</p>
会長	<p>質問があればどうぞ。</p>
委員	<p>放課後児童健全育成事業に関して一言。これは児童福祉法に基づいて行われている事業だが、西脇市では教育委員会の事業になっている。補助事業としては厚労省なり兵庫県はすごく力を入れている。その補助メニューをしっかりと取ってきているのかなど。教育委員会の事業になっているのでその点が少し懸念している。</p> <p>もう一つ、放課後児童健全育成事業というのは東西2地区の区域割りになっているが、小学校割りではないのか。意見として言うておく。</p>
委員	<p>38 ページの「一時預かり事業」とその下の「幼稚園における在園児対象を除く一時預かり」、の意味が分からない。29年度に幼稚園の一時預かりができないということでゼロになっているが、この分が預かれない子の分を、一番下の表で預かっているという意味の表なのか。例えば、29年度から1園にされるとというのが、例えば西脇幼稚園で、その場所で、それをされるとしたら、幼稚園が2時に終わったら、それから先の分は隣にある西脇保育所で預かるという意味の表なのか。</p>
事務局	<p>2つ目の表は幼稚園での預かり保育をしていた時、28年度までの人数になっているが、一番下の表は、認定こども園で一時預かりしてもらった数字が入っている。実施方針として、29年度以降は幼稚園での預かり保育、一時預かり保育は廃止する方向であるため、幼稚園以外、認定こども園やシルバー人材センターで</p>

	委託しているサービスなどで一時預かりを利用してもらう、そんな人数が 29 年度に入っている。あくまでも、幼稚園での預かり保育はなくなるという認識で理解していただきたい。
委員	今、幼稚園で一時預かりはされてないのではないか。これは、幼稚園園児の一時預かりということ。
委員	34 ページ、35 ページの表、東地区、西地区とあるが、「量の見込み」というのは、おそらくこれだけのニーズがあるだろうと、いう予想の数字なのか、定員総数、これだけのキャパがある。どっちの数字なのか。
事務局	「量の見込み」の数字は予想の数字、人口推計から割り出した数字である。
委員	資料 2 の 1 ページ目に「市立保育所が 8 園あり市内に在住する児童、0 歳から 5 歳児まで 936 名、無認可園の子どもを入れて 1001 名になる。平成 27 年度で「量の見込み」東地区、西地区計算すると、1224 名になり、200 名以上乖離している。これはどういうことか。
事務局	この表では 27 年度以降は 1 号という所には 3 歳 4 歳が入っている、その分が増えていると思う。1 号というのは、3 歳から 5 歳の保育を必要としない、教育のみのお子さんになる。今現在保育所には行ってないが、一号認定されることによってそういう施設を利用したいという子どもさんが 1 号の中に含まれているということ。(まだ幼稚園や保育所に通っていない子ども)
委員	38 ページで、幼稚園における在園児対象を除く一時預かりというのは、預かり保育の申請をしていない在園児の預かりという意味か。
事務局	はい。常時利用される方でなく、諸事情により一時預かりをする人数である。
委員	現在、西脇保育所と日野保育園の 2 箇所を実施しているという実施方針の意味がわからない。幼稚園の一時預かりとの関連がわからない。
事務局	現在は、西脇保育所と日野保育園でのみ実施されており、今後のことについてはまだ決まっていないが、29 年度には幼稚園の一時預かり等が廃止されるため、認定こども園等で担ってもらうことも考えていかないといけないと思っている。
委員	幼稚園における、幼稚園に在園していないお子さん、家庭保育をしているお子さんが一時保育の要望があるという表ですか。こ

	<p>れだけニーズがあるのですか。「幼稚園における」という意味が分からない。</p>
委員	<p>幼稚園に通っている子どもで預かり保育の申請をしていない園児が一時預かりする人数だと言われた。行ってない子の一時預かりを書いてあるから現在は西脇保と日野保で実施しているという意味合いかと思ったが、そうなると、幼稚園における在園児対象を除く一時預かりという表記がおかしいと思った。意味のよく分からない表だ。</p>
事務局	<p>幼稚園における在園児対象を除く一時預かりの意味、上のお子さん以外のことになるので、主には未就園児のお子さんが対象になる保育所で行われている一時預かりのことになる。29年度以降に関してはその幼稚園で溢れてしまうであろうお子さんもこちらの保育所や認定こども園、シルバー人材センターで対応していくことで対応していくという、2つの表を合わせて、29年度以降のところは調整していくという意味の表になっている。</p>
委員	<p>今の答えでいくと、「幼稚園における在園児対象を除く一時預かり」という言い方はおかしい。</p>
事務局	<p>この項目の書き方が分かりにくい書き方になっているので、単に「一時預かりを必要とする子ども」という意味なので、書き方を工夫したい。次回までに検討したい。</p>
委員	<p>「幼稚園」だと分かりにくい。「保育園」でということならよくわかる。</p>
会長	<p>次回の会議までに。</p>
委員	<p>29年度以降に幼稚園に通うのは一号認定のお子さんだけなので、預かりはないのだということは納得したが、一時預かり事業もなくなる。他の所で2時以降預かってもらう場合、今のように申請を出したら、通園バスで預かってくれる認定子ども園とか人材センターの支援サービスとかに連れて行ってってくれるのか。</p>
事務局	<p>現行の幼稚園での預かり保育が必要な方は、新たな制度では、2号認定となり、幼稚園ではなく、認定こども園や保育所を利用していただくことになる。</p> <p>現行では、突発的な一時預かりについては、個々の利用者負担が生じるが、シルバー人材センターの子育て支援事業などの利用が考えられる。</p> <p>例えば、子育て支援事業で認定こども園へ送迎し、園の一時預かり事業を活用することなどが考えられる。</p>

	できるだけ保護者の支援ができるようなメニューを考えたいが、今のところはっきり申し上げることはできない。
委員	一時預かりが必要だと予想される人自体、幼稚園はダメということではないのか。
事務局	どんなことが起こるかわからないその事情は考慮したい。
会長	熱心に議論していただいた。本会としてもこれらの意見を考慮いただいて十分に内容を精査して西脇市の今後の子ども子育て支援事業がよりよいものになるようよろしくお願ひしたいと思う。 続いて、子ども子育て支援事業計画骨子案について「計画の基本理念」について、事務局からお願ひしたい。
事務局	●イ「計画の基本理念」について資料3に基づき説明
会長	四つの案が出ているが、どれがいいかというのはなかなか難しいが、これについての質問はあるか。 事前に別途考えられた委員はおられるか(無し)。 1、すべての子どもたちの笑顔があふれる町、西脇 育てる喜びを感じられる町へ。 2、子どもが親が地域がともに学び成長し笑顔あふれる町西脇 3、笑顔の子どもが育つ町 西脇 力いっぱい学び合い、地域で育む西脇 4、未来へつなぐ子育ての街 西脇 事務局からは挙手で一番多いのを基本理念としたいと。 1番がいいと思われる方、 2番がいいと思われる方 3番がいいと思われる方 4番がいいと思われる方 一度も挙手されてない方 (4名) 一番多かったのは何番で何名ですか。(1番で5人) 5対4。 1番を基本理念とさせていただくこととする。 それでは、最後のその他に入る。事務局から。



事務局	<p>次回以降の予定。  第6回目の開催は9月下旬から10月上旬にかけて予定。  この会では最終的な段階での確認をお願いしたい。  そして、11月中旬にパブリックコメントを実施したいと考えているので、よろしくをお願いしたい。</p>
会長	<p>ご意見があったら、事務局へ申し出ていただき次回の会議で採り上げたい。  本日予定の議事すべて終了。次回は最終案の検討なので、よろしく申し上げます。これで、終了させて頂く。</p>

### 3. 閉会